

令和4年6月10日
【 外 務 省 】

【概要書】

令和3年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による
人権侵害問題への対処に関する政府の取組について
の報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和3年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告(概要)

令和4年6月
北東アジア第二課

平成18年に成立した北朝鮮人権侵害対処法第5条(※)の規定に基づき、毎年、閣議決定を経た後、通常国会において政府が国会に提出する報告(これまで委員会での質疑等は行われたことはない)。

1 総論

北朝鮮による人権侵害問題、特に拉致問題に対する我が国の基本的立場を記述。

2 拉致問題

我が国にとって喫緊の重要課題である拉致問題に関し、国内における取組、日朝協議・六者会合、国際場裡における取組及び各国との連携につき説明。

(1) 国内における取組

- ア 政府一体となった取組
- イ 北朝鮮に対する措置の実施
- ウ 拉致問題に関する理解促進
- エ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間
- オ 拉致被害者の認定及び拉致容疑事案等の捜査・調査の推進

(2) 日朝協議及び六者会合

- ア 日朝協議
- イ 六者会合

(3) 国際場裡における取組

(4) 各国との連携

3 脱北者問題

脱北者問題の現状及び我が国の対応につき説明。

4 その他の人権侵害問題

(1) 日本人配偶者問題

(2) 北朝鮮内の人権侵害問題

※北朝鮮人権侵害対処法(正式名称「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」)(平成18年法律第96号)

第5条「政府は、毎年、国会に、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。」

(了)